

【男子優先】デンマーク王国、スペイン、英国

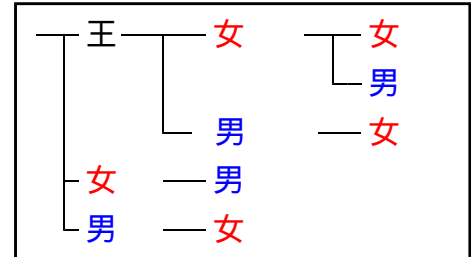
王の直系を傍系に優先

王の直系の中で、男子及びその子孫を女子及びその子孫に優先

（傍系の中でも同様に、例えば王の弟及びその子孫を姉妹及びその子孫に優先）

1. 王の長男子及びその子孫
2. 王の次男子以下の男子及びその子孫
3. 王の女子及びその子孫
4. 王の弟及びその子孫
5. 王の姉妹及びその子孫

（同系間では近親優先、同親等同性間では年長優先。以下同じ。）



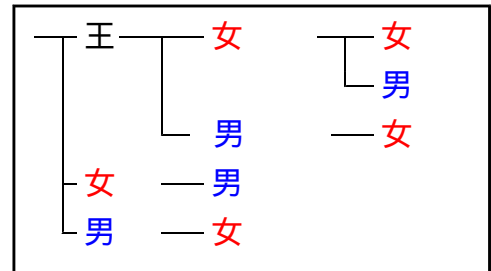
【長子優先】ベルギー王国、オランダ王国、ノルウェー王国、スウェーデン王国

王の直系を傍系に優先

王の直系の中で、長子及びその子孫を次子以下の子及びその子孫に優先

（傍系の中でも同様に、例えば年長の弟妹及びその子孫を年少の弟妹及びその子孫に優先）

1. 王の長子及びその子孫
2. 王の次子以下の子及びその子孫
3. 王の弟妹及びその子孫



【男系男子のみ】ヨルダン・ハシェミット王国

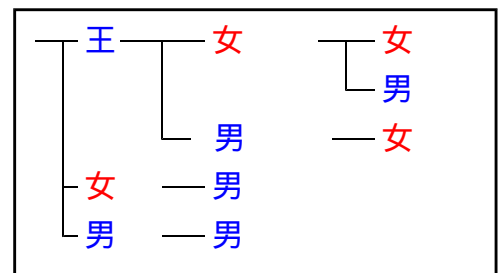
男子のみ 王の直系を傍系に優先

王の直系の中で、長男子及びその男子孫を次男子以下の男子及びその男子孫に優先

（傍系の中でも同様に、例えば年長の兄弟及びその男子孫を他の兄弟及びその男子孫に優先）

ただし、王は弟を次期王に任命可能

1. 王の長男子及びその男子孫
2. 王の次男子以下の男子及びその男子孫
3. 王の兄弟及びその男子孫



（番号は王弟の次期王への任命がない場合）

【その他】タイ王国

王が、王族男子の中から、次の王位継承者を任命。

王が王位継承者を指名しないまま王位が空位になった場合、枢密院は王位継承者名を内閣に提出し、内閣は承認を求めるために国会に提出。この場合、王女の名を提出することもできる。

図は、説明の便宜のための架空のもの。

諸外国の王位継承制度の最近の変遷（概要）

1960 1970 1980 1990 2000 現在（備考）

【男子優先】 デンマーク王国	男子のみ 1953男子優先 フレデリック9世	マルグレーテ2世	王朝の存続の観点から改正 1953当時、国王の子は女子のみ
スペイン	男子優先 カルロス1世	1975 フランコ将軍の死により、現国王が即位 1978 憲法制定・男子優先	
英国	男子優先 エリザベス2世	1990代より、長子優先の議論あり 2004.12 長子優先の法案が上院に議員提出（1月撤回） 2005.1 同様の法案が下院に議員提出（4月の議会解散により廃案）	
【長子優先】 ベルギー王国	男子のみ 1991長子優先 レオポルド3世	ボードワン1世	男女平等の観点から改正
オランダ王国	男子優先 1983長子優先 キュリアナ	ベアトリクス	男女平等の観点から改正 1890以降3代にわたり女王
ノルウェー王国	男子のみ 1990長子優先 ホーコン7世	オラフ5世	男女平等の観点から改正 経過措置（～1970生まれ：男子のみ 1971～89生まれ：男子優先）
スウェーデン王国	男子のみ 1979長子優先 グスタフ6世	カール16世グスタフ	王朝の存続及び男女平等の観点から改正 1979当時、国王の男子は1名のみ 1979改正（80施行）により女子（長子）が皇太子
【男系男子】 ヨルダン王国	男系男子のみ フセイン	アブドラー	フセイン前国王は、弟のハッサン王子を皇太子としていたが、1999、長男（現国王）に変更。同年現国王が即位。
【その他】 タイ王国	男子のみ 1974女子も可 プーミポン		

↑1979 女子差別撤廃条約（81 発効）

（敬称略）

各国別の王位継承制度の概要等

- 1 デンマーク王国
- 2 スペイン
- 3 英国
- 4 ベルギー王国
- 5 オランダ王国
- 6 ノルウェー王国
- 7 スウェーデン王国
- 8 ヨルダン・ハシェミット王国
- 9 タイ王国
- 10 参考文献等

別添 参照条文

デンマーク王国

【1】王室の歴史

現在のデンマーク王家であるグリュクスブルク家は、1863年、オルデンプルク家のフレデリック7世が子孫がないまま没し、遠縁のクリスチャン9世が即位したことに始まる。

【2】王位継承制度の概要

(1) 王位継承資格者

クリスチャン10世国王(在位：1912 - 47)とアレクサンドリーネ王妃の子孫。
嫡出子のみが、王位継承資格を有する。

福音ルーテル教会の会員。

王位継承の資格を有する者が、王及び国务会議の承認を得ずに婚姻した場合には、その者及びその婚姻によって生まれた子孫は、王位継承資格を失うことになる。

王位が欠けた場合において、王位継承資格者が存在しないとき、国会は、王を選び、かつ、将来における王位継承順位を確定する。

現在、王位継承資格者数は、6人。

(2) 王位継承資格順位

王の長男

の長男及びその子孫

の次男以下の男子及びその子孫

の長女及びその子孫

の次女以下の女子及びその子孫

王の次男以下の男子及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

王の女子及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

王の兄弟姉妹及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

最近親の傍系

この場合、 から までが準用される。

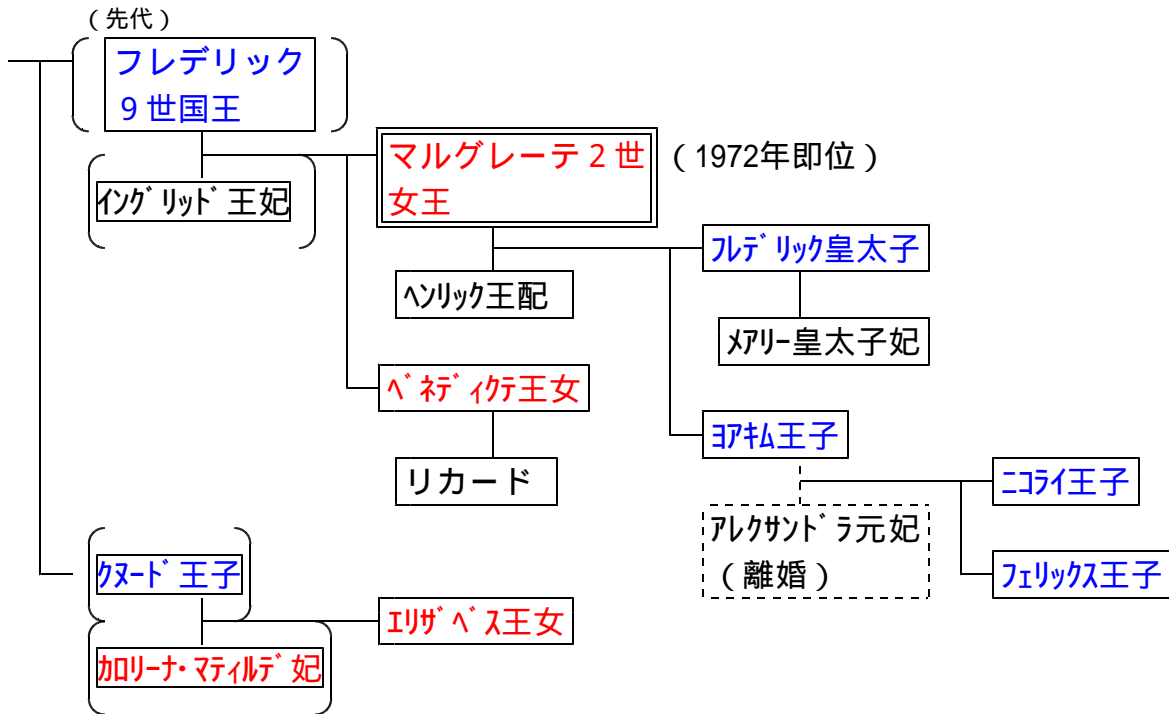
(3) その他(経緯等)

前国王には、子供が女子3名しかいなかったため、1953年に男子のみに継承資格を与える旧憲法が改正され、女子にも継承資格が与えられるようになった。

なお、1953年当時、王位継承資格者としては国王の弟は存在したが、国王(現女王の父君)及び王室も国民に親しまれ、非常に人気があったため、世論は、当

時の国王の実子である女子が王位を継承することを支持し、憲法改正案も問題なく議会を通過したとされている。(外務省調査による。)

【3】現在の王位継承資格者



(敬称略。括弧内は亡くなった方。数字は継承順位。)

スペイン

【1】王室の歴史

フランコ将軍が1975年に死亡し、あらかじめ後継者として指名されていた現国王がカルロス1世として即位し、現在に至る。国王は、1931年に共和制への移行により退位したアルフォンソ13世（ブルボン家）の孫である。1700年にスペイン国王（ハプスブルク家）が嗣子なく死亡したため、姻戚関係にあったブルボン家の王子が即位（フェリーペ5世）したことが、スペインにおけるブルボン王家のはじまりである。

【2】王位継承制度の概要

（1）王位継承資格者

ブルボン家ドン・ホアン・カルロス1世国王（在位：1975 - ）の後継者

王位継承資格者が、王及び国会の明示的禁止に反して婚姻をしたときは、本人及びその子孫は、王位継承から除外される。

法律で定めるすべての家系が消滅したときは、スペインの利益に最も合致する方法で、国会が王位継承者を任命する。

現在、王位継承資格者数は、8人

（2）王位継承資格順位

王の長男

の長男及びその子孫

の次男以下の男子及びその子孫

の長女及びその子孫

の次女以下の女子及びその子孫

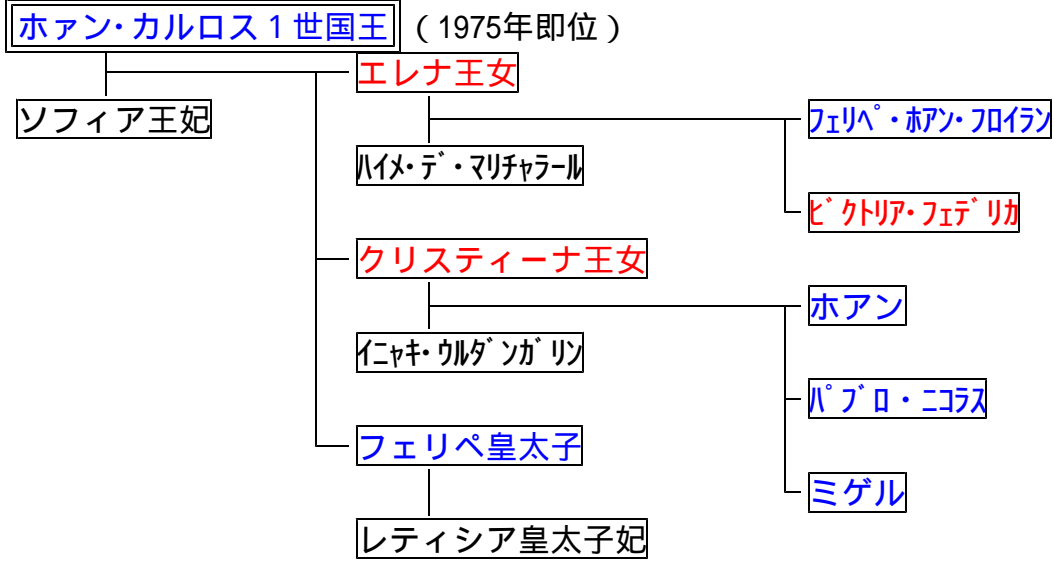
王の次男以下の男子及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

王の女子及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

【 3 】現在の王位継承資格者



(敬称略。数字は継承順位。)

英国（グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国）

【1】歴史

現在の王室であるウインザー家は、第1次大戦中の1917年、ドイツ風の家名であるサクス・コーバーグ・ゴータ家から、居城にちなんだ家名に改めたもの。英国王室としてのサクス・コーバーグ・ゴータ家は、1840年、ハノーバー家のビクトリア女王が同家の王子と結婚したことにはじまる。なお、ハノーバー家は、1714年、王位継承法（1688年の名誉革命により国王が退位・亡命した後、同元国王の子孫に王位が継承されないように、1701年に制定。）に従い、ドイツのハノーバー選帝侯がジョージ1世として即位したことにはじまる。

【2】王位継承制度の概要

（1）王位継承資格者

ジェームズ1世の孫娘であるソフィア夫人（ハノーバー選帝侯夫人）の直系の子孫。

プロテスタントである者。

カトリック教徒になった者又はカトリック教徒と結婚した者については、王位継承資格を奪われる。

現在、王位継承資格者数は、4千人以上。

（2）王位継承資格順位

王の長男

の長男及びその子孫

の次男以下の男子及びその子孫

の長女及びその子孫

の次女以下の女子及びその子孫

王の次男以下の男子及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

王の女子及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

王の兄弟姉妹及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

最近親の傍系

この場合、 から までが準用される。

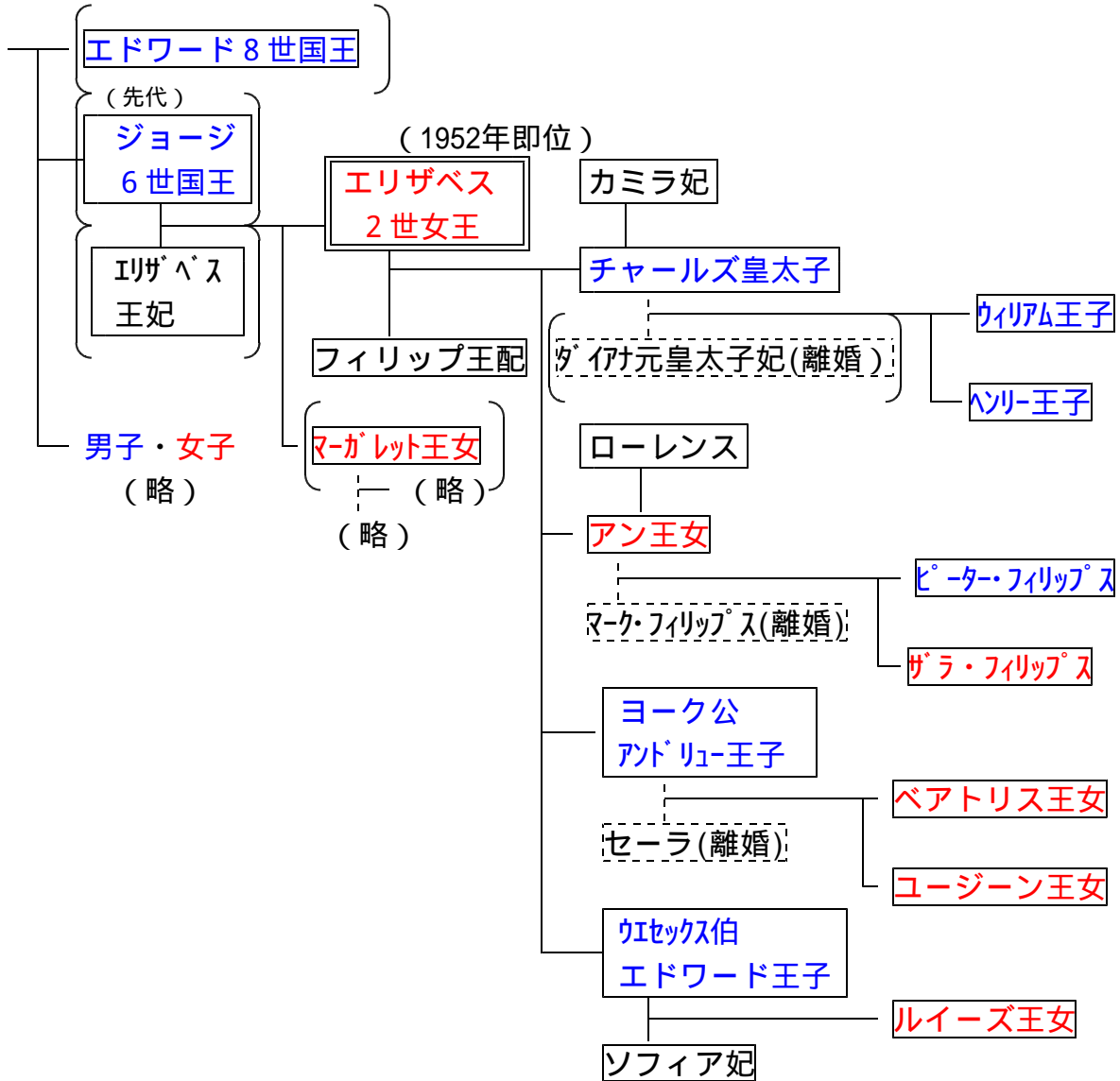
（3）その他（昨今の動向）

1990年代より、長子優先とすべきとの議論があり、昨年12月、労働党の上院議員により、これまでの慣習などにかかわらず王位継承について性別によらないこととする等を内容とした法案が議会で提出されたが、本年1月に撤回された。また、本

年1月には同党の下院議員からも同様の法案が提出されたが、4月11日の議会解散により、廃案となった。（外務省調査による。）

【3】現在の王位継承資格者

4000人以上存在するが、便宜上現在の国王の直系子孫のみ記述。



（敬称略。括弧内は亡くなった方。数字は継承順位。）

ベルギー王国

【 1 】 歴史

現在のベルギー王家であるザクセン・コーブルク・ゴータ家は、1830年、ベルギーがオランダから独立した後、31年、ドイツのザクセン・コーブルク・ゴータ家出身のレオポルドが国民議会により選ばれ、レオポルド1世として即位したことにはじまる。

【 2 】 王位継承制度の概要

(1) 王位継承資格者

レオポルド1世国王（在位：1831 - 65）の直系、実系及び嫡出の子孫

王位継承資格を有する者が王の同意なくして婚姻をした場合は、王位継承資格を失う。

ただし、王は、この失権を回復することができる。これには両議院の同意を必要とする。

レオポルド1世国王の子孫のないときは、王は、両議院の同意を得て、その後継者を指名することができる。

この指名のなされなかったとき、王位は空位となる。

現在、王位継承資格者数は、11人

(2) 王位継承資格順位

王の長子

の長子及びその子孫

の第二子以下の子及びその子孫

王の第二子以下の子及びその子孫

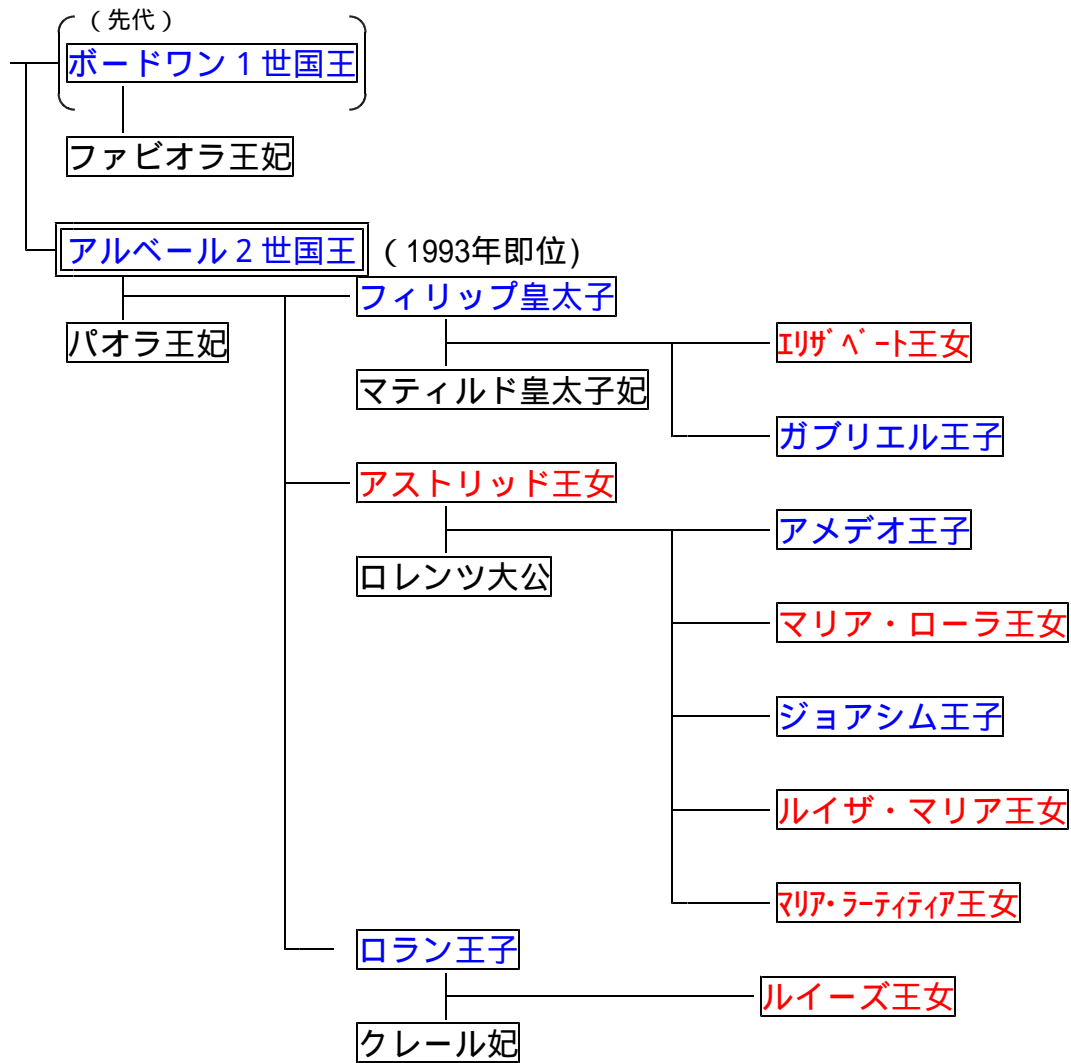
王の兄弟姉妹及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

(3) その他（経緯等）

従来は男子のみであったが、1991年、男女平等の観点から、政府は王位継承資格に関する憲法改正案を提出、可決・成立し、女子の王位継承資格が認められ、長子優先となった。

【3】現在の王位継承資格者



(敬称略。括弧内は、亡くなった方。数字は継承順位。)

オランダ王国

【1】王室の歴史

現在のオランダ王家であるオラニエ・ナッソウ家は、1815年、ウィーン条約によりオランダ王国が独立した際に、オラニエ・ナッソウ家のウィレムがウィレム1世として即位したことにはじまる。同家は、15世紀以降オランダ地方を所領とし、オランダ連邦共和国（1648年～1810年）において、総督を務めていた歴史がある。

【2】王位継承制度の概要

（1）王位継承資格者

オラニエ・ナッソウ家のウィレム1世（在位：1815 - 40）の嫡出の子孫

王は、法律による承認を得ないで婚姻した場合、退位したものとみなす。

法律による承認を得ないで婚姻をした王位継承資格者並びに当該婚姻により生まれた子及びその子孫は、世襲継承から除外される。

例外的な事態が生じた場合、法律の定めるところにより、王位継承資格者を世襲継承から除外することができる。この法律は、王又はその代理人により発議される。

王位継承資格者がいなくなることが明らかである場合には、王位を継承する者が法律により指名される。この法律は、王又はその代理人により発議される。

王位継承者なく王が没した場合又は退位した場合には、議会が解散され、新たに召集された議会により次期王が指名される。

王の三親等を超える者に継承することはできない。

現在、王位継承資格者数は、10人

（2）王位継承資格順位

王の長子

の長子及びその子孫

の第二子以下の子及びその子孫

王の第二子以下の子及びその子孫

王の兄弟姉妹及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

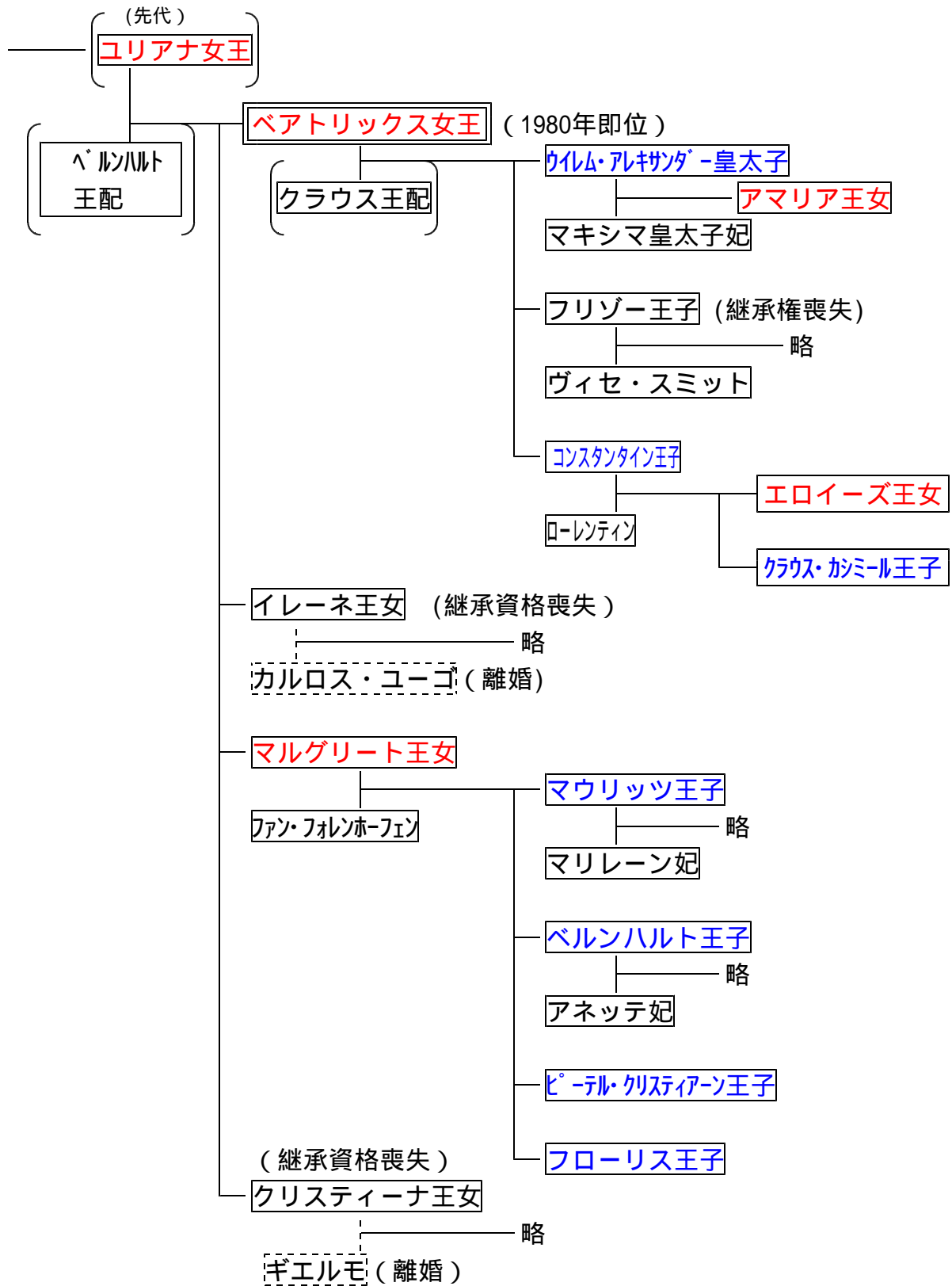
最近親の傍系

この場合、 から までが準用される。

（3）その他（経緯等）

従来は男子優先であったが、女子差別撤廃条約を背景として、政治的権利における男女平等を王位継承について適用する趣旨から、1983年の憲法改正により、長子優先となった。なお、1890年以降、3代100年以上にわたって女王の時代が続いていた。（衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書による。）

【 3 】現在の王位継承資格者



(敬称略。括弧内は、亡くなった方。数字は継承順位。)

ノルウェー王国

【1】王室の歴史

現在のノルウェー王家であるオルデンブルク家は、1905年にスウェーデンから独立した際に、初代国王としてデンマークの王子（父がデンマーク皇太子、母がスウェーデン王女）が迎えられ、ホーコン7世として即位したことにはじまる。

【2】王位継承制度の概要

（1）王位継承資格者

王の嫡出の直系子孫、王の兄弟姉妹又はその嫡出の直系の子孫。

福音ルーテル教の信徒。

王位継承資格を有する王女又は王子は、王の承認がなければ婚姻することはできない。また、王及び国会の承認がなければ、他国の王位又は統治を引き受けることはできない。これらに違反した場合には、王位に対するその権利を失う。

王位継承資格を有する王女又は王子がないときは、王は、国会にその継承者を推薦することができ、国会は、王の推薦に同意しないときは、選挙する権利を有する。

王室の系統が絶えて、王位継承者が選挙されないときは、新たな王は、国会でこれを選定する。

現在、王位継承資格者数は、5人

（2）王位継承資格順位

王の長子

の長子及びその子孫

の第二子以下の子及びその子孫

王の第二子以下の子及びその子孫

王の兄弟姉妹及びその子孫

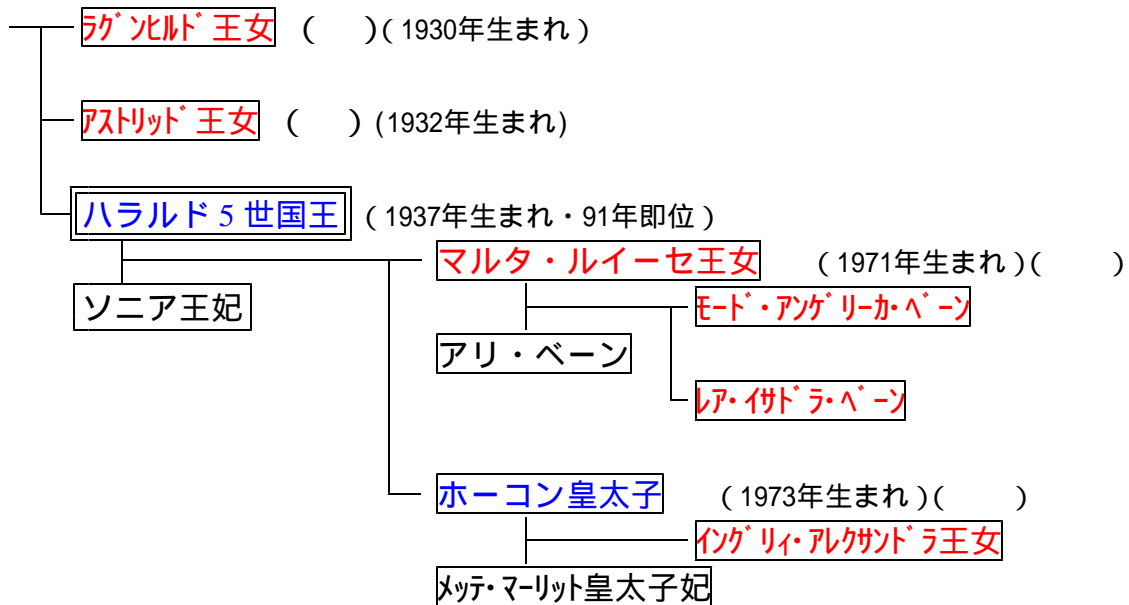
この場合、 から までが準用される。

1970年以前に生まれた者については、男子のみが王位継承権を有すると規定した1905年の憲法の規定が適用され、1971年以降1989年までに生まれた者については、男子が女子に優位することとされている（1990年改正の経過的な措置）。

（3）その他（経緯等）

従来は男子のみであったが、1990年、男女平等の観点から憲法が改正され、長子優先となった。

【 3 】現在の王位継承資格者



() 1970年以前に生まれた女子は王位継承資格がない。
配偶者及び子の記載は省略した。

() 1971年以降1989年までに生まれた者は、男子優先。
いずれも、憲法第6条第5項による。

(敬称略。数字は継承順位。)

スウェーデン王国

【1】王室の歴史

現在のスウェーデン王家であるベルナドッテ家は、1818年、フランスの軍人であるベルナドッテ将軍が迎えられ、カール14世として即位したことに始まる。なお、1809年にはクーデターによりホルシュタイン・ゴトルプ家の国王が退位し、その叔父が即位したが、1818年、子のないまま没した。

【2】王位継承制度の概要

(1) 王位継承資格者

カール16世グスタフ国王（在位：1694 - 1718）の子孫

キリスト教福音派の信仰を奉じない王族は、王位継承についてのあらゆる権利から排除される。

王子又は王女は、王の要請により政府が同意を与えない限り、婚姻をすることができない。当該同意なしに婚姻をした場合、本人、その子及び子孫に関して、王位継承資格を剥奪される。

王子又は王女は、王及び国会の同意なしには、選挙、相続又は婚姻のいずれによるかを問わず、外国の統治者となることができない。違反した場合、当該王子又は王女及びその子孫は、王位継承資格を有しないことになる。

王位継承者がいなくなった場合、暫定的には、統治法に基づき、国会が元首の職務を行う摂政及び摂政代理を任命する（その後の長期的措置を定めた法律はない。）

現在、王位継承資格者数は、3人

(2) 王位継承資格順位

王の長子

の長子及びその子孫

の第二子以下の子及びその子孫

王の第二子以下の子及びその子孫

王の兄弟姉妹及びその子孫

この場合、 から までが準用される。

* スウェーデンの王位継承法では、現国王である「カール16世グスタフ」の子孫が王位継承資格を有することとしており、現時点では、傍系への継承は想定されない。

(3) その他（経緯等）

1952年以降、国会で初めて、女子の王位継承を認める動議が提起され、その後、同種動議が繰り返し提起されてきた。

52年の動議では提案理由として「王朝の存続」及び「男女の平等」の2点が挙げられている。

その後の動議では、主として男女平等が理由とされているが、その背景として、他のいくつかの欧州諸国では女子の王位継承を認めているという事実も述べられている。

また、1950年には現国王の祖父が即位（グスタフ6世）したが、すでにグスタフ6世の長男は死亡しており、その遺児は、女子4名、男子は1名であった。

1975年、国会で女子の王位継承に関する動議が取り上げられ、採決の結果、女子の王位継承を導入するための調査及び提案を政府に求めることが決定された。

（1975年は国際婦人年）

1977年3月、政府の調査委員会は、報告書を提出。

（報告書の概要）

- ・デンマーク、オランダ、イギリス、ルクセンブルクでは女性にも王位継承を認めている。
- ・スウェーデンでも、王朝の存続のため、16世紀終わりから18世紀初頭まで、女子にも王位継承権があった。
- ・完全な男女平等は、我々の時代及び社会における最高の基本原則であり、このことは新統治法からも明らかである。
- ・女子の王位継承を認めても、男子優先継承を選択すれば、男女平等の基本原則から逸脱し、男女平等への努力に対する、深刻な心理的躓きとなるおそれがある。
- ・上記を踏まえ、男女平等を絶対に達成するような方法で、女子の王位継承を導入すること（完全長子優先継承）を提案する。

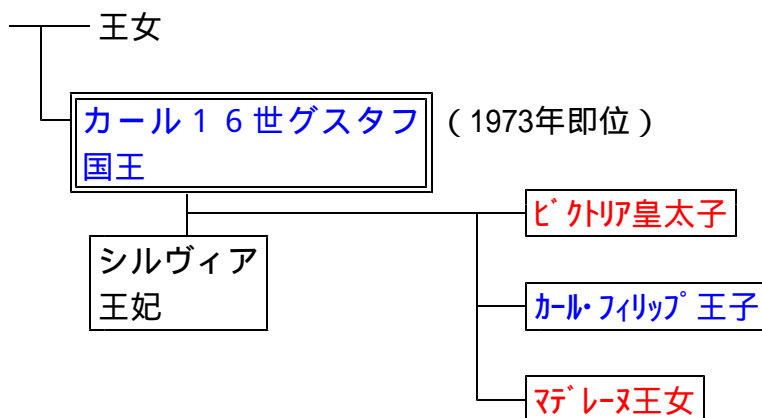
1977年、法案が提出され、79年可決・成立し、80年施行された。

（参考）1977年7月 ビクトリア王女（第1子）誕生

79年5月 カール・フィリップ王子（第2子）誕生。

（外務省調査による。）

【3】現在の王位継承資格者



（敬称略。数字は継承順位。）

ヨルダン・ハシェミット王国

【 1 】 歴史

現在の王家は、1923年のトランス・ヨルダン王国の建国（英国統治領となっていたが、1946年独立。1950年にヨルダン・ハシェミット王国と改称）にはじまる。第1次世界大戦中、アラブ地域を支配していたオスマン・トルコに対して「アラブ蜂起」が発生したが、その指導者フセインの次男が、初代国王に即位した。

【 2 】 王位継承制度の概要

（ 1 ） 王位継承資格

アブドッラー・イブン・アルフセイン国王の男子の直系子孫に、男子の継承者を通じて世襲される。

王の直系子孫、王の兄弟又はその直系子孫、王の伯叔父又はその直系子孫。

後継者がいないまま最後の王が死去した場合は、王位は国民議会がアラブ蜂起の指導者である故フセイン・イブン・アリー国王の子孫の中から選んだ人物に委譲される。

（参考：フセイン・イブン・アリーは初代国王アブドッラー・イブン・アルフセインの父）

ムスリムでない者、精神的に健全でない者、嫡妻から生まれていない者、ムスリムの両親から生まれていない者は何人も、王位に就くことはできない。

（ 2 ） 王位継承資格順位

王の長男

の長男及びその男の子孫

の次男以下の男子及びその男の子孫

王の次男以下の男子及びその男の子孫

この場合、 から までが準用される。

から までにつき、王が自らの兄弟を後継者として選んだ場合には、当該兄弟が継承する。

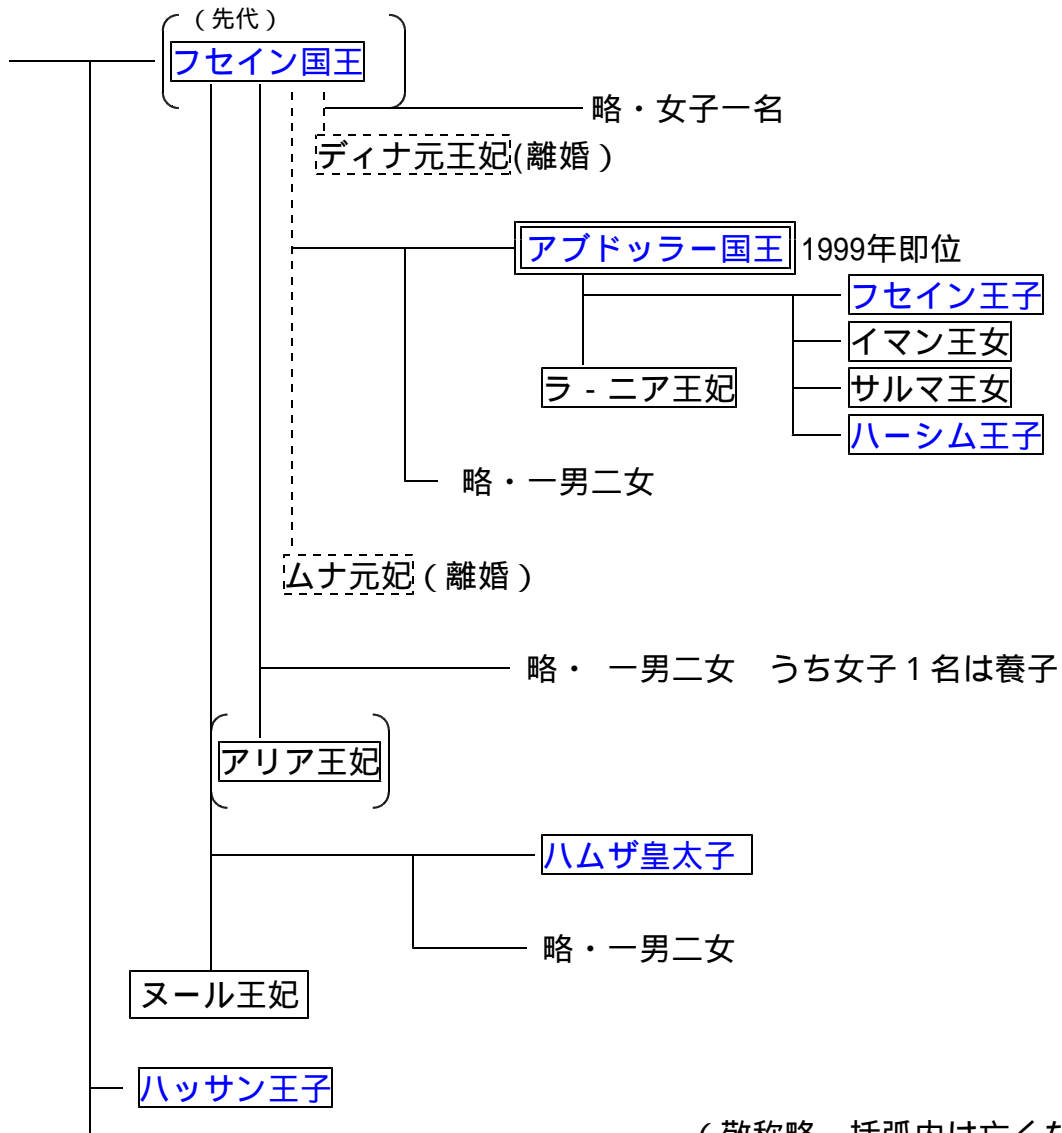
王の兄弟及びその男の子孫

この場合、 から までが準用される。

王の伯叔父及びその男の子孫

この場合、 から までが準用される。

【3】現在の王位継承資格者



(敬称略。括弧内は亡くなった方。)

略

1965年、フセイン国王(当時)の指名により皇太子となるが、99年、同国王は、皇太子を現国王に変更。

(フセイン前国王ホームページ及びアブドッラー現国王のホームページより)

タイ王国

【1】歴史

現在の王家は、1782年、チャクリがクーデターにより新王家を開き、ラーマ1世として即位したことにはじまる。

【2】王位継承制度の概要

(1) 王位継承資格者及び順位

王室典範により、現王が男子王族の中から次の王を任命することとされている。

仮に前王が王位継承者を任命しないままに王位が空位となった場合、憲法23条は、枢密院が王位継承者名を内閣に提出し、内閣は承認を求めるために国会に提出することとしており、この場合において、王女の名を提出することもできるとしている。

王室典範では、王位継承資格があるのは男子のみ(第13条)とされており、また、王が次の王を任命しないまま亡くなった場合については、以下の順序が定められており、憲法と王室典範では齟齬が生じているが、齟齬については憲法の規定が優先する。また、国王は仏教徒とされている(憲法第9条)。

王の第1夫人を母とする長男(王長子)

にいう王長子の長男又は次男以下の男子

王の第1夫人を母とする次男

にいう次男の長男又は次男以下の男子

王の第1夫人を母とする三男以下の男子又はそれらの男子

王の第2夫人以下の女性を母とする長男又はその男子(母親の位階を順序とする。)

王の第2夫人以下の女性を母とする次男以下の男子又はそれらの男子

王と母を同じくする弟(最も年令の高い者)

にいう弟の長男以下の男子

にいう弟を除く、王と同じ母を持つ弟(年齢順)又はそれらの長男以下の男子

王と異なる母を持つ兄又は弟又はそれらの長男以下の男子

(外務省調査による。)

(2) その他(経緯等)

1974年憲法により、王女の王位継承についての規定(現行憲法第23条)が追加された。

【参考文献】

この資料は、昨年外務省に依頼した調査の結果及び各国政府・王室等公表資料を基本としながら、下記の文献等を基に作成。(個別の箇所に記載している資料と重複している場合がある)(順不同)

- ・天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)に関する基礎的資料(衆議院憲法調査会事務局 平成16年2月 衆憲資第36号)
- ・衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書(衆議院憲法調査会事務局 平成13年11月)
- ・宮田豊訳、大石義雄編「新訂・増補 世界各国の憲法典」(有信堂 1965年)
- ・阿部照哉・畑博行編「世界の憲法集」〔第二版〕(有信堂高文社 1998年)
- ・平成12年度外務省委託研究「中東基礎資料調査 - 主要中東諸国の憲法」((財)日本国際問題研究所 2001年)
- ・新版世界各国史(山川出版社)
- ・世界史大年表(山川出版社)
- ・田口省吾著「ヨーロッパの王室」((財)世界の動き社 1993年)

(注1)「【2】(1)「王位継承資格者」」は王位継承資格者の概略を記述したもの。王位継承資格者を完全に網羅したり、また、これらの要件に該当する方すべてに王位継承資格があるものではない。

(注2)「【3】現在の王位継承資格者」については、上記外務省調査をもとに、王位継承資格者を中心に記載したものである。なお、その後の異動等については、可能な限り盛り込んだ。

(注3)「【3】現在の王位継承資格者」における称号の表記については、上記外務省調査のほか、各国王室ホームページ等を参考に、分かりやすさも考慮した。

デンマーク王国

憲法（抄）

第2条 統治の形態は、立憲王制とする。王権は、1953年3月27日の王位継承法の規定に従い、男子及び女子によって世襲される。

第5条 国王は、国会の同意のある場合を除き、他国に君臨してはならない。

第6条 国王は、福音ルーテル教会の会員でなければならない。

第9条 （前略）王位が欠けた場合において、王位継承者が存在しないとき、国会は、国王を選び、かつ、将来における王位継承順位を確定する。

第12条 国王は、この憲法に規定する制限に服するのほか、すべての国事に関し最高の権能を有する。かかる最高の権能は、大臣を通じてこれを行使する。

第13条 国王は、自己の行為に対して責任を有せず、その人格は至聖である。大臣は、統治の実施に対して責任を負い、その責任は、制定法によりこれを定める。

第14条 国王は、首相及びその他の大臣を任免する。国王は、大臣の数及び大臣の間の職務の配分を決定する。立法及び統治に関する決議は、国王の署名によって有効となる。ただし、国王の署名は、一人ないしそれ以上の大臣の副署を伴っていないなければならない。決議に副署した大臣は、その決議に対して責任を負う。

第16条 大臣は、職務の執行の不良のために、国王又は国会によって弾劾され得る。職務執行の不良を理由として大臣に対して提起された弾劾事件は、王国高等法院[High Court of the Realm]がこれを裁判する。

第17条 大臣の全体をもって國務會議を構成する。王位継承者は、成年に達した時、それに列する。国王は、國務會議の議長となる。ただし、第8条に述べられた場合及び第9条にしたがって立法府が統治行為を國務會議に委任した場合を除く。

すべての法律案及び重要な統治上の措置は、國務會議においてこれを審議しなければならない。

第18条 国王は、國務會議を開催することができない場合、問題の審議を閣議[Council of Ministers]に委託することができる。この閣議は、すべての大臣によって構成され、首相が議長となる。・・・首相は、出席大臣によって署名された議事録を国王に提出する。国王は、閣議の勧告に直ちに同意するか、又はその案件を國務會議に提出し自己の面前において決済させるかを決定する。

第19条 国王は、国際問題については、王国を代表して行為する。ただし、国王は、国会の同意なしに、王国の領土の増減を来すような行為をしてはならない。またその履行のために、国会の協賛を必要とする義務または非常な重要性を持つ義務を負ってはならない。また国王は、国会の同意なしに、国会の同意を得て締結された国際条約を終了せしめてはならない。

王国又はデンマーク軍に加えられた武力攻撃に対する防御のためのほかは、国王は、国会の同意なしに、外国に対し武力を行使してはならない。この規定に従って国王が採る措置は、直ちに国会にこれを提出しなければならない。国会が閉会中の場合であれば、直ちにこれを召集しなければならない。

略

第21条 国王は、法律案及びその他の措置を国会に提出することができる。

第22条 国会において可決された法律案は、それが最終的に可決された後、30日以内に裁可を受けたならば、法律[Law]となる。国王は、制定法の公布を命じ、かつそれが執行されるよう配慮しなければならない。

第23条 緊急事態において、国会が集会できないときは、国王は、暫定命令[provisional laws]を発することができる。ただし、それは、憲法に違反してはならず、かつ、常に国会が集会し次第、承認または否認を求めるため、直ちに提出されなければならない。

第24条 国王は、特赦及び大赦を付与する大権を有する。国王は、国会の同意ある場合においてのみ、王国高等法院によって大臣に下された刑の宣告を免除することができる。

第25条 国王は、直接に又は関係政府機関を通じ、1849年6月5日以前に存した規定によって許容されているか、若しくは、それ以後制定された制定法によって許容されている恩典及び法律の適用除外を付与することができる。

第26条 国王は、制定法の定めるところに従って、貨幣を鑄造させることができる。

第32条 略

国王は、現存の議席が新たな選挙とともに空席となるという効果を伴った新たな選挙の命令書をいつでも発することができる。ただし、選挙の命令書は、新たな内閣の任命後は、首相が国会に出席するまで、これを発してはならない。

～ 略

第60条 王国高等法院は、大臣に対して国王又は国会が提起する争訟を裁判する。

国王は、国会の同意を得て、国家にとって特に危険とみなす犯罪に関しては、それ以外の者をも王国高等法院において裁判を受けさせることができる。

* 上記は仮訳。

なお、「天皇制（皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む）に関する基礎的資料」（衆議院憲法調査会事務局、平成16年2月、衆憲資第36号）を参考にした。

王位継承法（抄）

第1条 王位は、クリスチャン10世国王とアレクサンドリーネ王妃の子孫によって継承される。

第2条 王が亡くなった場合、王位は、その息子又は娘に継承される。その際、息子は娘に対し優先権を有し、また、同性の子が複数いる場合には、年長の子は年少の子に対して優先権を有する。

王の子のうちのある者が亡くなった場合は、亡くなった子の子孫は、その亡くなった子の立場を代襲する。その場合、直系相続であること、また、第1項の規定に従うことが必要である。

第3条 王が王位継承の資格を有する子孫を残さずに亡くなった場合、王位は、王の兄弟又は姉妹に継承される。その際、兄弟に優先権がある。王が、一人又は複数の兄弟を有しているか、若しくは、一人又は複数の姉妹を有しているか、若しくは兄弟達又は姉妹達の何人かが亡くなった場合については、第2条が準用される。

第4条 第2条又は第3条によって王位を継承する資格を有する者がいない場合は、王位は、クリスチャン10世国王及びアレクサンドリーネ王妃の子孫のうち、王から最も近い傍系に継承されることになる。その傍系における継承においても、直系相続であること、また、第2条及び第3条に定めとおり、男性は女性に対して優先権を有し、また、年長者は年少者に対して優先権を有する。

第5条 法律上有効な婚姻によって生まれた子のみが、王位を継承する権利を有する。

略

王位を継承する資格を有する者が、國務会議によって与えられるところの王の同意なしに、婚姻をした場合、その者自身とその婚姻による子、その婚姻による子の子孫について、王位継承資格を失うことになる。

第6条 第2条から第5条までの規定は、王が退位した場合にも準用される。

* 上記は仮訳。

スペイン

憲法（抄）

第56条 国王は、国家元首であり、国の統一及び永続性の象徴である。国王は、諸制度の正常な機能を仲裁、調整し、国際関係とりわけ歴史的にスペインと同一の共同体を形成してきた国々との関係に

において、スペイン国の最高代表権を有し、並びに憲法及び法律が明示的に付与する機能を行使する。

略

国王の身体は不可侵であり、かつ国王は無答責である。国王の行為は、常に第64条で定める方式により副署され、副署を欠くときは、その行為は効力を有しない。ただし、第65条2項に定める場合は、この限りではない。

第57条 スペイン国王は、歴史的王朝の正当な継承者であるブルボン家ドン・ホアン・カルロス1世陛下の後継者が、これを世襲する。王位継承は、長子相続及び代襲相続の規則に従い、常に長系が他の家系に優先する。また、同一家系内では、最近親等が他の親等に、同一親等内では、男子が女子に、同性間では、年長者が年少者に、それぞれ優先する。

略

法律で定めるすべての家系が消滅したときは、スペインの利益に最も合致する方法で、国会が王位継承者を任命する。

王位継承権を有する者が、国王及び国会の明示的禁止に違反して婚姻をなしたときは、本人及びその子孫は、王位継承権を剥奪される。

退位、譲位及び王位継承に関する、事実上又は法律上の疑義については、組織法により、これを解決する。

第62条 国王は左の権能を行う。

- a 法律を裁可し、及びこれを公布すること。
- b 国会を召集し、及びこれを解散すること、並びに憲法の定める条件に従い、選挙を公示すること。
- c 憲法の定める場合に、国民投票を公示すること。
- d 首相の候補者を指名し、及び場合により、憲法の定めるところに従い、首相を任命し、又は罷免すること。
- e 首相の提案に基づき、閣僚を任命し、及び罷免すること。
- f 閣議において承認された政令を公布すること、文官及び武官を任命すること、並びに法律に従い、栄典を授与すること。
- g 国事に関する報告を受けること、このため、国王が適当とみなすときは、首相の要請に基づき、閣議を主宰すること。
- h 軍隊の最高指揮権を行使すること。
- i 法律に従い、恩赦を与えること、ただし、一般的恩赦を与えることはできない。
- j 王立学士院の最高の保護者たること。

第63条 国王は、大使その他の外交代表に信任状を与える。スペインに着任した外国の代表は、国王に信任状を奉呈する。

国王は、憲法及び法律に従い、条約により国際的義務を負うことに対して、国の同意を表明する。

国王は、国会の承認の下、宣戦を布告し、及び講和を行う。

第64条 国王の行為については、首相が副署し、場合により、主務大臣が副署する。首相の指名及び任命、並びに第99条に定める解散については、下院議長が副署する。

国王の行為については、これに副署した者が責任を負う。

第65条 略

国王は、王室の文官及び武官を自由に任命し、及びこれを罷免する。

第91条 国王は、国会が可決した法律を、15日以内に裁可し、公布し、及び直ちにこれを公刊するよう命ずる。

第92条 略

国民投票は、首相の提案に基づき、下院の承認を得た後、国王がこれを布告する。

略

第99条 下院の改選の都度、及び憲法の定めるその他の場合に、国王は、議会に代表を有する政治的

会派の指名する代表と事前に協議した上、下院議長を通じて、首相の候補者を推薦する。

略

下院が、議員の絶対多数の投票により、前項の候補者に対し、信任を与えたときは、国王は、この候補者を首相に任命する。絶対多数の信任が得られないときは、投票後48時間以内に、再投票を行い、単純多数の賛成があれば、信任が得られたものとみなす。

前項の投票により、任命のための信任が得られないときは、前各項に定める方法により、新たに候補者を推薦し、信任投票を行う。

第1回の信任投票後、2ヶ月以内に、いずれの候補者も下院の信任を得ることができないときは、国王は下院を解散し、下院の副署の下、新たに選挙を公示する。

第100条 内閣のその他の閣僚は、首相の申出に基づき、国王がこれを任命し、及び罷免する。

第102条 首相及びその他の閣僚の刑事責任については、場合により、最高裁判所の刑事部で、これを審理する。

訴追が、反逆罪、又は職務遂行中の国会の安全に対する犯罪によるものであるときは、下院議員の4分の1の発議に基づき、その絶対多数の承認があった場合のみ、これを提起することができる。

国王の恩赦大権は、本条のいかなる場合にも、これを行使することはできない。

第114条 下院が、内閣の信任を否決したときは、内閣は国王に辞表を提出する。この場合、引き続き、第99条の定めるところに従い、首相の任命を行う。

下院が不信任動議を可決したときは、内閣は、国王に辞表を提出する。この場合、不信任動議に提案されている候補者は、第99条で定める議院の信任を得たものとみなされ、国王は、この者を首相に任命する。

第115条 首相は、閣議での審議の後、自らの責任において、下院、上院又は国会の解散を申し出ることができる。解散は、国王によりこれを布告する。解散の布告には、選挙の期日を定める。

・ 略

第122条 略

略

司法総評議会は、議長を務める最高裁判所長官、及び国王の任命する任期5年の評議員20名で、これを組織する。評議員のうち、12名は、組織法の定める条件の下、司法領域全体から選ばれる裁判官をあて、4名は下院、4名は上院でこれを指名する。指名は、広く能力の認められた、15年以上の職歴を有する弁護士その他の法律家の中から、各議院の議員の5分の3以上の多数決によって、これを行う。

第123条 略

最高裁判所長官は、法律の定めるところにより、司法総評議会が提案し、国王がこれを任命する。

第124条 略

・ 略

検事総長は、内閣の提案に基づき、司法総評議会に諮問した上、国王がこれを任命する。

第151条 略

2 前項で定める場合には、条例制定の手続は左の通りとする。

一～三 略

四 条例草案が、当該各県において、有効投票の過半数により承認されたときは、これを国会に提出する。両議院の本会議は、追認投票により、草案を議決する。草案が可決されたときは、国王はこれを裁可し、法律としてこれを公布する。

五 略

略

第152条 前条で定める手続により承認された条例においては、制度上の自治組織として、立法議会、執行権及び行政権を有する行政評議会並びに知事を設置する。立法議会は、地域の各々異なった土地

の代表を確保する比例代表制により、普通選挙で議員を選出し、知事は立法議会がその構成員の中から選出し、国王がこれを任命する。(後略)

・ 略

第159条 憲法裁判所は、国王の任命する12名の裁判官で、これを構成する。このうち、4名は議員の5分の3以上の多数の議決により下院が指名し、4名は同じ多数の議決により上院が指名し、2名は内閣が指名し、2名は司法総評議会がこれを指名する。

～ 略

第160条 憲法裁判所の長官は、同裁判所全体会議の推薦に基づき、同裁判官の中から、国王が任命し、その任期は3年とする。

* 上記は仮訳。

なお、「天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)に関する基礎的資料」(衆議院憲法調査会事務局、平成16年2月、衆憲資第36号)及び百地章訳、阿部照哉・畑博行編「世界の憲法集」〔第二版〕(有信堂高文社1998年)を参考にした。

英国(グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国)

王位継承法(抄)

第1条

(前略)・・・故ジェームズ1世の息女である故ボヘミア女王エリザベス陛下の息女であるハノーヴァー選挙侯及び公未亡人ソフィアは、上記領国イングランド、フランス及びアイルランド並びにそれらに属する諸領土及び領域の王位と王威に対するプロテスタント系の継承において、陛下及びデンマークのアン女公の次に上記アン女公及び陛下の相続人が共にはないときは、その次位であることを宣言されるべきである。上記今上陛下及びデンマークのアン女公の死去の後上記アン女公及び陛下の相続人が共にはないときは、上記イングランド・フランス及びアイルランド諸王国並びにその諸属領の王位及び王政は、上記領国の王位及び王威並びにそれに属する一切の荣誉・称号・資格・王権・大権・権力・管轄権及び権威と共に、プロテスタントである上記ソフィア女公及びその血縁の相続人に存し、かつ、引続き存しなければならない。・・・(後略)

第2条

(前略)・・・然しながら、本条例の制限によって上記王位に即き又はこれを継承する者で、ローマ法王管区若しくはローマ教会の下に入りこれと交わる者又はそれらを望む者又はローマ教を信仰すると公言する者又はローマ教徒と結婚する者は、上に挙げた条例によって規定され、制定され、かつ、確定された場合に当たる無能力とされる。・・・(後略)

* 上記は仮訳。

なお、宮田豊訳、大石義雄編「新訂・増補 世界各国の憲法典」(有信堂1965年)を参考にした。

ベルギー王国

憲法(抄)

第36条 連邦立法権は、国王、下院及び上院により、共同して行使される。

第37条 連邦執行権は、憲法の定めるとおり、国王に属する。

第44条 両議院は、当然に、毎年、10月第2火曜に集会する。ただし、国王によりそれ以前に召集された場合を除く。

(略)

国王は、閉会を宣言する。

国王は、両議院を臨時召集する権利を有する。

第45条 国王は、両議院を休会することができる。ただし、休会は1ヶ月を超えることができず、両議院の同意なくして同一会期中に延長されることができない。

第46条 国王は、下院が議員の過半数で以下の決定をするときでなければ、下院解散権を持たない。

一 連邦政府の信任決議案を否決し、かつ、否決日から3日の期間内に、首相後継者の任命を国王に提案しないとき。

二 連邦政府の不信任決議案を可決し、かつ、首相後継者の任命を国王に同時に提案しないとき。

略

このほかに、国王は、連邦政府辞職の場合、下院議員の過半数の同意を得た後、下院を解散することができる。

・ 略

第63条

§1・§2 略

§3 選挙区間の下院議員の配分は、国王により人口比例で行われる。

各選挙区の人口数は、10年毎に、人口調査又は法律の定めるその他の方法により、決定される。

国王は、6ヶ月の期間内にその結果を公表する。

この公表から3ヶ月以内に、国王は、各選挙区に割り当てられる議席数を決定する。

略

§4 略

第74条 第36条の例外として、連邦立法権は、以下の事項について、国王と下院により共同して行使される。

一 帰化の許可。

二 国王の大臣の民事的及び刑事的責任に関する法律。

三 国の予算及び決算。ただし、第174条第1項後段を除く。

四 軍の徴兵数の決定。

第85条 国王の憲法上の権限は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプール陛下の直系、実系及び嫡出の子孫において、長を先に、これを継承する。

2 国王又はこれを欠くとき憲法に定められた場合に国王の権限を行使している者の同意なくして婚姻をした1項の子孫は、王位継承権を失う。

3 ただし、国王又はこれを欠くとき憲法に定められた場合に国王の権限を行使している者により、この失権を回復されることができない。これには、両議院の同意を必要とする。

第86条 レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプール陛下の子孫のないとき、国王は、第87条に定められた方法でなされる両議院の同意を得て、その後継者を指名することができる。

2 上述の方法による指名のなされなかったとき、王位は空位となる。

第87条 国王は、両議院の同意なくして、同時に他国の元首になることはできない。

いずれの議院も、議員の少なくとも3分の2が出席していなければ、この点について審議することができず、議案は少なくとも投票の3分の2の賛成がなければ可決されない。

第88条 国王は不可侵である。大臣がその責任を負う。

第96条 国王は、大臣を任免する。

下院が、議員の過半数で、首相の後継者の任命を国王に提案する不信任動議を可決し、又は信任動議の否決から3日以内に首相の後継者の任命を国王に提案するとき、連邦政府は国王に辞職を願い出るものとする。国王は提案された後継者を首相に任命し、首相は新連邦政府が宣誓したときから職務を行使する。

第104条 国王は、連邦政務次官を任免する。

略

国王は、その権限及び主任大臣の副署を受けることができる限界を決定する。

略

第105条 国王は、憲法及び憲法自体に基づき定められた個別の法律が正式に付与する以外の権限を有しない。

第106条 いかなる国王の行為も、大臣の副署がなければ、効力を有しない。大臣は副署によるのみ責任を負う。

第107条 国王は、軍隊の階級を授与する。

国王は、法律の定める例外を除き、一般行政及び外交関係の職務の任命をする。

国王は、法律の明示規定に基づくのでなければ、その他の職務の任命を行わない。

第108条 国王は、法律の執行に必要なレグルマン及びアレテを定める。ただし、法律そのものを停止したり、その執行を免除する権限はない。

第109条 国王は、法律を裁可し、公布する。

第110条 国王は、裁判官により宣告された刑を特赦し又は減刑する権利を有する。ただし、大臣並びに共同体及び地域圏政府構成員に対し言い渡されたものを除く。

第111条 国王は、下院又は関係議会の請求に基づかずに、破棄院による刑の宣告を受けた大臣又は共同体若しくは地域圏政府の構成員に、恩赦を行うことができない。

第112条 国王は、法律の執行において、貨幣を鑄造する権利を有する。

第113条 国王は、貴族の称号を授ける権利を有する。ただし、いかなる特権も与えることができない。

第114条 国王は、この点に関する法律の定めに従い、軍事勲章を授ける。

第151条

§1~§3 略

§4 治安判事及び裁判所判事、法院及び破棄院裁判官は、法律をもって定められた条件及び方法に従い、国王により任命される。

この任命は、法律をもって定められた態様に従い3分の2の多数で決定され、かつ、能力及び適性の評価の後に、権限ある任命及び指名委員会の理由を付した推薦に基づき、行われる。この推薦は、法律をもって定められた方法に従い、かつ、理由を示さなければ、拒絶されることができない。

略

§5 破棄院主席院長及び法院主席院長、裁判所所長は、法律をもって定められた条件及び方法に従い、これらの職務に国王により指名される。

この指名は、法律をもって定められた態様に従い3分の2の多数で決定され、かつ、能力及び適性の評価の後に、権限ある任命及び指名委員会の理由を付した推薦に基づき、行われる。この推薦は、法律をもって定められた方法に従い、かつ、理由を示さなければ、拒絶されることができない。

~ 略

§6 略

第153条 国王は、法院及び裁判所付検察官を任免する。

第167条

§1 国王は、国際関係を指揮する。ただし、憲法又は憲法に基づき定められた法律をもってその権能に属する事項に関して、条約の締結も含めた、国際協力を規律する共同体及び地域圏の権能を除く。

国王は、軍隊を指揮し、戦争状態及び敵対関係の終了を確認する。国王は、国家の利益と安全が許す限り直ちに、適当な書面を付して、その旨を両議院に通知する。

略

§2 国王は、条約を締結する。ただし、§3の事項に関するものを除く。この条約は両議院の承認を

経た後でなければ効力を有しない。

§ 3 第 1 2 1 条の共同体及び地域圏政府は、それぞれ自らに関して、その議会の権能に属する事項に関する条約を締結する。この条約は、議会の承認を経た後でなければ効力を有しない。

§ 4 略

§ 5 国王は、1993年5月18日以前に締結され、かつ、§ 3の事項に関する条約を、関係共同体及び地域圏政府との合意により、破棄することができる。

国王は、関係共同体及び地域圏政府が望むとき、この条約を破棄する。第 4 条最終項に定められた多数で可決された法律をもって、関係共同体及び地域圏政府間の合意が得られない場合の手続を規律する。

(発効及び経過規定)

- 第 8 5 条の規定は、アルベール・フェリックス・ウンベール・テオドル・クリスティアン・ウージェーヌ・マリー王子殿下、リエージュ公爵、ベルギー王子の子孫に初めて適用される。もちろん、アストリッド・ジョゼフィーヌ・シャルロット・ファブリジア・エリザベート・パオラ・マリー王女殿下、ベルギー王女とロレンツ東オーストリア大公との婚姻は、第 8 5 条第 2 項の同意を得たものとみなされる。

その時まで、次の規定が適用される。

国王の憲法上の権限は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプフル陛下の直系、実系及び嫡出の子孫の中から、男系の長男子の順に、これを継承し、永久に女子及びその子孫の継承を排除する。

国王又はこれを欠く場合に憲法に定められた場合に国王の権限を行使している者の同意なくして婚姻をなした王子は、王位継承権を失う。

ただし、国王又はこれを欠く場合に憲法に定められた場合に国王の権限を行使している者により、この失権を回復されることが出来る。これには両議院の同意を必要とする。

* 上記は仮訳。

なお、「天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)に関する基礎的資料」(衆議院憲法調査会事務局、平成16年2月、衆憲資第36号)及び武居一正訳、阿部照哉・畑博行編「世界の憲法集」(第二版)(有信堂高文社1998年)を参考にした。

オランダ王国

憲法(抄)

第 2 4 条 王位は、世襲であり、かつ、オラニエ・ナッサウ家のウィレム 1 世の正当な子孫に付与される。

第 2 5 条 国王が死亡した場合、王位は、年齢の長幼の順に従い、国王の正当な子孫に世襲により継承される。王位継承者が国王より先に死亡した場合における継承順位についても、同様の方法によるものとする。国王に子孫がない場合、王位は、同様の方法により、王位継承の系統にある当該国王の父母の正当な子孫に、それが無いときは王位継承の系統にある当該国王の祖父母の正当な子孫に継承される。ただし、当該国王の 3 親等を超える者に継承することはできない。

第 2 6 条 世襲継承のため、国王が死亡したときに胎内にある子は、既に生まれたものとみなす。ただし、死産となった場合、当該子は、存在しなかったものとみなす。

第 2 7 条(前略) 退位後に生まれた子及びその子孫は、世襲継承から除外されるものとする。

第 2 8 条 国王は、法律による承認を得ないで婚姻をした場合、退位したものとみなす。

2 法律による承認を得ないで婚姻をした王位継承者並びに当該婚姻により生まれた子及びその子孫は、世襲継承から除外される。

3 略

第29条 例外的な事態が生じた場合、法律の定めるところにより、王位継承者を世襲継承から除外することができる。

2 前項の法律は、国王又はその代理人により発議される。(後略)

第30条 王位継承者がいなくなることが明らかである場合には、王位を継承する者が法律により指名される。当該法律は、国王又はその代理人により発議される。(後略)

2 両院は、国王の死亡又は退位の際に王位継承者がいない場合、解散される。新たに召集された両院は次期国王を指名するため、国王の死亡又は退位の日から4月以内に合同会議を開催する。合同会議において、少なくとも投票総数の3分の2の賛同に基づき、王位継承者が指名される。

第31条 指名された国王は、世襲継承により、その正当な子孫にのみ王位を継承することができる。

2 世襲継承に係る規定及び前項の規定は、指名された国王の王位継承者について準用する。

第36条 国王は、法律の定めるところにより、一時的に君主大権の行使を放棄し、及びその行為を再開することができる。関係法律は、国王又はその代理人により発議されるものとする。両院は、この問題を審議し、及び採決するため、合同会議を開催する。

第42条 政府は、国王及び大臣から構成される。

大臣は、政府の行為について責任を負い、国王は、当該責任を負わない。

第47条 すべての法律及び勅令は、国王及び大臣又は閣外大臣の署名を要する。

第74条 枢密院の議長は、国王とする。(後略)

略

第82条 法律案は、国王若しくはその代理人又は第二院により発議される。

両院合同会議での審議を要する法律案であって第二章の規定に係るものは、国王若しくはその代理人又は合同会議により発議される。(後略)

略

第87条 法律案は、議会を通過し、かつ、国王に承認された場合に、法律として成立する。

国王及び議会は、すべての法律案に対するそれぞれの意思決定を相互に通知するものとする。

* 上記は仮訳。

なお、「天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)に関する基礎的資料」(衆議院憲法調査会事務局、平成16年2月、衆憲資第36号)を参考にした。

ノルウェー王国

憲法(抄)

第3条 行政権は、国王、又は、この憲法の第6条、第7条若しくは第48条の規定に従い女子が王位を継承した場合には、女王に属する。行政権が女王に属するときは、女王は、国の憲法及び法律において、国王が有するすべての権利及び義務を有する。

第4条 国王は、常に福音ルーテル教の信徒であり、かつ、同教を維持し、保護する。

第5条 国王の身体は、神聖であり、国王は、処罰されることなく、また訴追されることもない。責任は、国王の内閣がこれを負う。

第6条 王位継承の順位は、直系にして女王若しくは国王の嫡出の子又は王位継承権を有する者の嫡出の子から子に至り、近親の系統は、遠親の系統に優先し、同系統内では、年長者が年少者に優先する。

胎児も、王位継承権を有する者とみなされ、出生すると直ちに、王位継承の系統において、適当な順位を取得する。

女王、国王若しくはその兄弟姉妹の直系に生まれた者又はその兄弟姉妹本人以外は、王位継承権を有しない。

略

1970年以前に生まれた者については、男子のみが王位継承権を有すると規定した1905年の憲法の規定が適用され、1971年以降1989年までに生まれた者については、男子が女子に優位することとなる。

第7条 王位継承権を有する王女又は王子がないときは、国王は、国会にその継承者を推薦することができ、国会は、国王の推薦に同意しないときは、選挙する権利を有する。

第11条 国王は、王国に居住し、国会の同意なしには、一度に6ヶ月以上王国外に滞在しない。この規定に違反した場合には、国王は、王位に対するその権利を失う。

国王は、国会の同意なしには、他国の王位又は統治を引き受けることはできない。この場合において、国会の同意は、投票数の3分の2の多数を必要とする。

第12条 国王は、選挙権を有するノルウェー国民の中から内閣を選任する。内閣は、1人の首相と少なくとも7人のその他の閣僚で組織する。

略

国王は、その適当と認めるところに従って、内閣の閣僚に事務を配分する。非常に際しては、国王は、内閣の正規の閣僚の外に、その他のノルウェー国民を召して、内閣に地位を占めさせることができる。ただし、国会議員であってはならない。

略

第13条 国王は、王国内の旅行中、王国の統括を内閣に委任することができる。内閣は、国王の名において且つ国王のために、統治を行う。内閣の閣僚は、この憲法の規定及び国王の発する特別の指令を遵守するものとし、国王は、この指令で内閣の閣僚に通告する。

・ 略

第14条 国王は、閣外の職務において内閣の閣僚を補佐する政務を任命する。(後略)

第16条 国王は、すべての公会堂及び聖職並びに宗教的事項に関するすべての集会及び会合に対して指令を発し、而して、宗教の公の教師がそのために定められた規則に確実に従うようにする。

第17条 国王は、通商・関税・貿易及びすべての産業並びに警察に関する布告を発し、かつ、廃止する。ただし、その布告は、憲法又は(この憲法の第77条、第78条及び第79条の規定に従って)国会が制定した法律に抵触してはならない。それは、次の国会まで、暫定的に有効である。

第18条 国王は、国会の課する租税及び関税を、常規に従って徴収させる。

第19条 国王は、国に属する財産及び特権収入が、国会が定めた方法により、かつ、一般社会の最も利益になるように、利用され・管理されるように、それらの管理を監督する。

第20条 内閣における国王は、判決が下された後において、犯罪者を赦免する権利を有する。(後略)

下院が、王国高等裁判所に告訴した場合には、死刑の免除以外のいかなる赦免も与えることができない。

第21条 国王は、内閣の助言を得て、すべての文官、聖職者及び武官を選任し、任命する。(後略)

第22条 首相及び内閣のその他の閣僚並びに政務、或いは、外交若しくは領事の勤務に従事する官吏・長たる文官及び聖職者・連隊及びその他の軍の長・要塞司令官、及び艦隊司令官は、事前の判決なしで、予め内閣の意見を聴いて、国王が、これを罷免することができる。(後略)

その他の官吏は、国王がこれを休職にのみすることができ、その場合には、その者は、直ちに裁判所に訴追される。(後略)

略

第23条 国王は、何人に対しても、その優れた功労に対する褒賞として、任意に勲章を授与することができるが、それは、公示しなければならない。ただし、国王は、各官職に伴うものの外は、何らの位階又は称号をも授与することはできない。勲位は、国民に共通な義務及び負担を免ずるものではなく、また、優先的に国の官職に就く何らの権利を伴うものでもない。(後略)

人的若しくは混成的世襲特権は、将来、何人に対しても、これを与えることができない。

第24条 国王は、その意に従って、王室及び宮廷の職員を選任し、かつ、罷免する。

第25条 国王は、王国の陸海軍の総司令官である。陸軍及び海軍は、国会の承認がなければ、これを増員することも減員することもできない。陸海軍は、外国の役務に用いることはできず、また外国の役務に従事する軍隊は、敵襲に対する援兵を除くの外、国会の承認なくして王国内に入れることはできない。

国防義勇軍及びその他正規の軍隊に編入することのできない軍隊は、国会の承認がなければ、王国の国境を越えて、これを使用することはできない。

第26条 国王は、軍隊を召集し、王国の防御のために戦を始めまた和を講じ、条約を締結しまた廃棄し、外交使節を派遣しまた接受する権利を有する。

特に重要な事項を含む条約及びすべてそれを施行するために憲法に従い新たな法律若しくは国会の決定が必要な条約は、国会がそれに対して承認を与えるまでは、その効力を発することはない。

第31条 国王の行うすべての決定は、有効となるためには、副署されなければならない。軍隊指揮に関する決定は、報告を提出する者がこれに副署する。その他の決定は、首相が、首相が出席しなかったときは出席者中の第一閣僚が、これに副署する。

第34条 国王は、王位継承権を有する者の称号に関する規定を設けるものとする。

第36条 ノルウェーの王位継承権を有する王女又は王子は、国王の承認がなければ婚姻することはできない。また、国王及び国会の承認がなければ、他国の王位又は統治を引き受けることはできない。而して、国会の承認を得るには、投票の3分の2が必要である。

もしこの法則に違反する行為があるときは、その者及びその子孫は、ノルウェー国の王位に対する権利を失う。

第48条 王室の系統が絶えて、王位継承者が選挙されないときは、新たな女王又は国王は、国会でこれを選定する。(後略)

第68条 国会は、原則として、毎年10月の最初の週日に、王国の首府に、集会する。ただし、国王が、敵の侵略若しくは伝染病のような非常の事態により、王国における他の都市を指定した場合を除く。その指定は、適当な時期に、これを公示しなければならない。

第69条 閉会中、国王は、必要と認めるときは、国会を召集することができる。

第78条 国王は、法案を裁可する場合は、それに署名し、それによって、法案は法律となる。

国王は、法案を裁可しないのであれば、現在法案を裁可することは適当とは認めない旨の宣言を付して、これを下院に返付する。この場合には、その法案を、そのとき集合した国会が再び国王に提示することはできない。

第80条 略

略

この時まで、国王は、未処理であった法律案に関して(第77条から第79条まで参照)、これを裁可し、或いはこれを拒否して、国王の決定を通告する。国王が明示的に裁可を与えなかった法律案はすべて、国王が拒否したものとみなす。

* 上記は仮訳。

なお、「天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)に関する基礎的資料」(衆議院憲法調査会事務局、平成16年2月、衆憲資第36号)を参考にした。

スウェーデン王国

統治法典(抄)

第1章 憲法の基本原則

第5条 王位継承法に従ってスウェーデンの王位を有する国王又は女王は、元首である。

この統治法典の規定で国王に関するものは、女王が元首であるときには、女王に準用する。

第5章 元首

第1条 元首は、首相から国務について常時情報を与えられるものとする。政府は、必要なときにはいつでも、元首を議長とする閣議を召集しなければならない。

第4条 王族が絶えたときには、国会は、暫定的に、元首の職務を行う摂政を任命しなければならない。国会は、同時に摂政代理を任命しなければならない。

前項の規定は、国王が死亡し、又は退位し、王位継承者がまだ18歳に達しないときにも、準用する。

第5条 国王が、6ヶ月の間、継続して職務を行うことができず、又は職務を行わなかったときは、政府は国会に報告しなければならない。国会は、国王が退位したものと見なすべきかどうかを議決しなければならない。

第7条 国王は、その行為又は不作為により、訴追されない。(後略)

第6章 政府

第4条 国会が新しい首相に関する議案を承認したときは、首相は、できるだけ速やかに大臣を任命し、国会に通知しなければならない。政府の交替は、元首が出席するその後の特別閣議で、もし元首が出席することができないときは、議長が出席する特別閣議において行わなければならない。(後略)

略

第10章 外交

第7条 略

外交諮問委員会は、政府が招集する。4名以上の委員が、特定の案件に関して会議を要求したときには、政府は、委員会を招集する義務を負う。委員会の会議は、元首、もし元首が出席することができないときは、首相が主宰する。

外交諮問委員会の委員及びその他委員会に関係する者は、その資格において得た情報を他人に伝達することには、慎重でなければならない。委員会の議長は、無条件の守秘義務に関する決定を行うことができる。

第13章 戦争及び戦争の危機

第11条 王国が戦争状態にあるときには、元首は、政府と行動を共にしなければならない。元首が占領地域にいる場合又は政府から離脱した場合には、元首としての職務の遂行を妨げられているものとみなされなければならない。

* 上記は仮訳。

なお、「天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)に関する基礎的資料」(衆議院憲法調査会事務局、平成16年2月、衆憲資第36号)及び平松毅訳、阿部照哉・畑博行編「世界の憲法集」[第二版](有信堂高文社1998年)を参考にした。

王位継承法(抄)

第1条 皇太子ヨハン・バプティスト・ユリウス即ち後のカール14世ヨハンの子孫たるカール16世グスタフの男子及び女子の子孫が、スウェーデンの王位の継承権を有する。年長の男子及び女子並びに彼らの子孫は、王位継承の順位において、年少の男子及び女子並びに彼らの子孫に優先する。

第4条 不変のアウグスブルク信仰告白及び1593年ウプスラ会議の決議において採択され解釈されたところに従い、王は常に純粹の福音派の信仰を奉ずべき旨を規定する1809年統治法典第2条の明文の規定に従い、王子及び王女は、同じ信仰の下に王国内において養育される。当該信仰を奉じない王族は、王位継承についてのあらゆる権利から排除される。

第5条 王子及び王女は、王の要請により政府が同意を与えない限り、婚姻をすることができない。王子又は王女は、当該同意なしに婚姻をした場合には、本人並びにその子及び子孫に関して、王位継承権を剥奪される。

第8条 王子又は王女は、王及び国会の同意なしには、選挙、相続又は婚姻のいずれによるかを問わず、外国の主権者となることができない。王子又は王女がこの規定に違反した場合には、当該王子又は王女及びその子孫は、スウェーデンの王位継承権を有しない。

* 上記は仮訳。

なお、「天皇制（皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む）に関する基礎的資料」（衆議院憲法調査会事務局、平成16年2月、衆憲資第36号）を参考にした。

ヨルダン・ハシェミット王国

憲法（抄）

第28条

ヨルダン・ハシェミット王国の王位は、アブドゥッラー・イブン・アルフセイン国王の王朝の男子直系世襲で、以下の規定に基づく。

(a) 国王の称号は、王位保持者からその長男に、そしてその長男の長男にというように、その後も同様の過程で引き継がれるものとする。もし長男が王位を継ぐ前に死去した場合には、その長男に兄弟がいても、長男の長男が王位を継承することとする。

しかしながら、国王は、自らの兄弟の一人を後継者に選ぶことができる。その場合には、国王の称号は王位保持者からその兄弟に引き継がれることとする。

(b) 王位保持者に男子後継者がいないまま死去した場合、王位は、その一番年齢の近い兄弟に継承されるものとする。王位保持者の兄弟がない場合、王位は一番年上の兄弟の長男に継承されるものとする。もし一番上の兄弟に男児がいない場合は、王位は年齢順でその次に年上の兄弟の長男に継承されるものとする。

(c) 兄弟も甥もない場合、伯叔父とその子孫に上記(b)で規定された順に従って王位が継承される。

(d) 上記のいかなる形でも後継者がいないまま最後の国王が死去した場合は、王位は、国民議会がアラブ蜂起の指導者である故フセイン・イブン・アリー国王の子孫の中から選んだ人物に委譲されるものとする。

(e) ムスリムでない者、精神的に健全でない者、嫡妻から生まれていない者、ムスリムの両親から生まれていない者は、何人も、王位に就くことはできない。

(f) 不適切を理由に勅令で継承者から除外された者は誰も王位に就くことはできない。そのような除外自体には、そのような人物の子孫は含まれないものとする。除外の勅令は首相と少なくとも2人は内相と法相を含む4人の閣僚の副署をもらうものとする。

(g) ~ (l) 略

(m) 国王がいかなる精神的疾病によって能力を失った場合も、その病状の確認のために、閣僚会議は国民議会を即座に召集するものとする。病気が決定的であると確認された場合、国民議会は決議によって国王を免職し、そこで王位の称号は当憲法の規定に従って、その国王の後継の資格を有する人物に与えられるものとする。（後略）

第30条

国王は、国家元首であり、いかなる責務や責任も免除される。

第31条

国王は、法律を批准し、公布する。国王は当該法規がその条項と矛盾する場合、その施行に必要な法規の制定を命ずるものとする。

第32条

国王は、陸・海・空軍の最高司令官である。

第33条

- () 国王は、宣戦を布告し、和平を決定し、条約や合意を批准する。
- () 国庫に対する経済的言質やヨルダン国民の公私の権利に影響を及ぼす内容の条約や合意は、国民議会に承認されなければ有効とならない。

第34条

- () 国王は、法の規定に基づき、下院選挙実施の勅令を発する。
- () 国王は、憲法の規定に基づき、国民議会を召集し、開会し、延期し、停止する。
- () 国王は、下院を解散することができる。
- () 国王は、上院を解散し、あるいは上院議員を解任することができる。

第35条

国王は、首相を指名し、解任し、その辞任を受理することができる。国王は、首相の推薦に基づいて、大臣を指名し、また解任し、その辞任を受理することができる。

第36条

国王は、上院議員を指名し、その中から議長を指名し、その辞任を受理することができる。

第37条

- () 国王は、文官や軍人に勲章や称号を創設し、授与し、剥奪することができる。国王は、その権限を特別法によって他の人物に委任することができる。
- () 略

第38条

国王は、特別の恩赦や減刑を認める権利を有するが、一般的な恩赦は特別法によるものとする。

第40条

国王は、自らに与えられる権力を勅令によって行使する。いかなる勅令も、首相、大臣及び関連する諸大臣の副署を付するものとする。国王はその署名を上記署名の上に記すことで、同意を表明する。

第49条 国王の口頭又は文書による勅令は、大臣を責任から解放しない。

第68条

- () 下院の任期は、官報で総選挙の結果が公示された日から数えて4年とする。国王は、勅令により、2年を越えず1年を下回らない期間、下院の任期を延長することができる。
- () 略

第73条

- () 下院が解散した場合、総選挙が実施され、新議会は解散の日から4カ月を越えないうちに臨時議会を開催するものとする。臨時議会は現行憲法の第78条の規定に基づき通常の議会と見なされ、延長や延期に関してはそこに規定された条件に従うものとする。
- () 4カ月以内に選挙が実施されない場合には、解散した議会が完全な憲法上の権限を有し、そのため解散が行われなかったかのように議会を開くものとする。新議会の選挙までその議会は存続するものとする。
- () 略
- () この条項の()と()の文章の規定にもかかわらず、閣僚会議が選挙の実施が不可能になると判断するような不可抗力が生じた場合は、国王は、総選挙の実施を延期することができる。
- () ()項に述べられたような不可抗力が存在するとき、国王は、閣僚会議の採用した決定に基づき、解散された下院を復位させ開催することができる。(後略)
- () 当条項で言及したような不可抗力がある場合でも、閣僚会議が少なくとも半分以上の選挙区で総選挙を実施することが可能であると判断した場合、国王は、そのような選挙区で選挙を実施するように命ずることができる。(後略)

第78条

- () 国王は、毎年10月1日に通常議会を召集するものとする。その日が公的な祝日である場合は、休日後の最初の日に召集するものとする。ただし、国王は、官報に掲載される勅令によって、2カ月を越えない期間、勅令に指定された日まで議会を延期することができる。
- () 略
- () 国民議会の通常議会は、前2項に基づき召集された日に開催されるものとし、会期の終了前に国王によって下院が解散された場合を除いて、議会は4カ月続くものとする。会期は懸案事項の迅速な処理のために国王によって3カ月を越えない期間延長することができる。4カ月あるいはその延長期間が終了した時に、国王は、議会を閉会する。

第79条

国王は、国民議会の上院・下院合同会議で勅語によって通常議会を開始するものとする。国王は、首相あるいは他の大臣に議会開始の式典と勅語の伝達の代理をさせることができる。両院はそれぞれ、国王の勅語に対する答辞を含む請願書を提出するものとする。

第81条

- () 第78条第()項の規定の下に、各会期において延期期間は総計で延期期間も含めて2カ月を越えないという条件で、国王は、勅令によって国民議会の会期を3回を越えない回数、あるいは2回まで延期できる。(後略)
- () 略

第82条

- () 国王は、必要に応じて、召集時の勅令に特定される問題の処理のために不特定期間、臨時議会を開催するためこれを召集することができる。臨時議会は、勅令によって閉会されるものとする。
- () 国王は、下院の過半数の要請により国民議会の開催を招請することができる。そのような要請は議論しようとする問題を特定した請願書に明記されるものとする。
- () 略

第93条

- () 上院と下院を通過したいかなる法案も批准のために、国王に提出されるものとする。
- () 法律は、国王による発布と、他の日時をもって効力を持つと特別にその法律に規定されない限り、その官報への記載の日から30日を経過した後、効力を持つものとする。
- () 国王が法案を批准するのが適当でない判断した場合は、国王は、法案が国王に提出されてから6カ月以内に、批准を差し控える理由を示す意見を付して議会に差し戻すものとする。
- () (前略) もしその法律が上記第()項で規定された期間内に国王の批准を受けて戻されなかった場合、それは発布され効力を有すると見なされるものとする。(後略)

第125条

- () 現行憲法の前項による行動が王国の防衛上不十分であると見なされるような緊急の場合には、閣僚会議の決定に基づき、国王は、勅令により、王国の全部または一部に戒厳令を発する。
- () 戒厳令が発せられた場合、国王は、有効ないかなる法律にも妨げられることなく、王国防衛に必要と思われる命令を布告により発することができる。(後略)

* 上記は仮訳。

なお、平成12年度外務省委託研究「中東基礎資料調査 - 主要中東諸国の憲法」((財)日本国際問題研究所2001年)を参考にした。

タイ王国

憲法(抄)

第2条 タイ国は、国王を元首とする民主主義統治制度を有する。

第3条 主権は、タイ国民に属する。元首たる国王は、本憲法の定めるところにより、国会、内閣及び裁判所を通じて、その権限を行使する。

第8条 国王は崇拜される地位にあり、何人もこれを侵すことはできない。

何人も、国王に対して、いかなる問責又は告訴も、これを行うことはできない。

第9条 国王は、仏教徒であり、最高の宗教擁護者である。

第10条 国王は、タイ国軍総帥の地位にある。

第11条 国王は、位階及び勲章を授与する権限を有する。

第12条 国王は、1人の有識者たる枢密院議長、及び枢密院を構成する18人以下の枢密院顧問を選任する。

枢密院は、国王が諮問するすべての国王の事業について国王に対し意見を奏上する義務を有し、本憲法の規定に定めるその他の任務を有する。

第13条 枢密院の選考及び任命又は解任は、国王の意思による。

国会議長は、枢密院議長の任命又は解任の勅令に、その御意のとおり履行すべく副署する。

枢密院議長は、他の枢密院顧問の任命又は解任の勅令に、その御意のとおり履行すべく副署する。

第17条 宮内官及び侍従武官長の任命及び解任は、国王の意思に従う。

第22条 次条の適用下において、王位継承は、王位継承に関する仏暦2467年王室典範に従うものとする。

仏暦2467年王室典範の改正は、国王のみの権限とする。国王が何らかの意見を表明したときは、枢密院は王室典範の改正案を起草し、国王の判断を求めて奏上する。国王が承認し署名した後、枢密院議長は、国会議長にその旨を通知し、国会議長は国会に通知する。同改正案は、国会議長が勅命に副署し、官報において公布された時より効力を有する。

略

第23条 王位が空位となり、国王が、仏暦2467年王室典範の定めるところにより王位継承者を既に任命している場合、内閣は国会議長に通知し、国会議長は了承を得るために国会を召集する。国会議長は、王位継承者に国王即位を要請し、国民に公布する。

王位が空位となり、国王が前項に定める王位継承者を任命していない場合、枢密院は、内閣に対し、前条に定めるところにより王位継承をする者の名を提出し、内閣は、その承認を得るために、これを国会に提出する。かかる場合、王女の名を提出することもできる。国会による承認の後、国会議長は、王位継承者に国王即位を要請し、国民に告示する。

略

第115条 下院の任期が満了したとき、国王は、次期下院議員を選出する総選挙の実施に関する勅令を発出する。(後略)

第116条 国王は、次期下院議員の選挙を実施するために下院を解散する権限を有する。

・ 略

第120条 内閣が就任した後、国王は、所属する党員が国務大臣に就任していないすべての政党の中で最も多くの議員数を有し、かつ、その時点で下院の現有議員の5分の1以上を占める政党の党首である下院議員を下院野党指導者に任命する。

下院において、前項に定めるところに該当する政党がない場合、所属する党員が国務大臣に就任していない政党に属する下院議員から多数票を受けた下院議員を下院野党指導者に任命する。支持票が同数の場合は、抽選で決めるものとする。

下院議長は、下院における野党指導者任命の勅令に副署する。

下院における野党指導者は、第1項又は第2項に定める要件を欠いた場合に退任し、第152条の規定を準用する。この場合、国王は、空席となった下院野党指導者を任命する。

第131条 上院の任期が満了したとき、国王は、次期上院議員を選出する通常選挙の実施に関する勅令を発出する。(後略)

略

第136条 選挙管理委員会は、明らかに政治的に中立で、かつ公正な人物の中から、上院の助言により国王が任命する1人の委員長及び4人の委員で構成する。

上院議長は、前項に定める委員長及び委員の任命の勅令に副署する。

第151条 下院及び上院はそれぞれ、国王が、議院の決議により議員から任命する議長及び1人、又は2人の副議長を有する。

第160条 国会における通常国会の会期は、120日と定める。ただし、国王は、会期延長の勅令を发出することができる。

略

第161条 国王は、国会を召集し、開会及び閉会を行う。

第159条第1項に定める一般通常国会の開会の第1日目、国王は、国会の開会式に臨席するか又は成人に達した王位継承者若しくは国王の代理の者を臨席させる。

第162条 国益に必要なとき、国王は、特別国会を召集することができる。

第199条 国家人権委員会は、人権を専門とする民間団体の代表の参加に配慮しつつ、国民の権利及び自由の保障に関し知識及び経験を有する者の中から、上院の助言により国王が任命する1人の委員長及び10人の委員により構成される。

上院議長は、委員長及び委員の任命の勅令に副署する。

～ 略

第201条 国王は、内閣を構成し、国政を行う1人の首相及び35人を超えない国务大臣を任命する。

首相は、下院議員又は第118条第1項第7号に定めるところにより、下院の同一会期中に下院議員を辞任した者から任命される。

下院議長は、国王による首相の任命の勅令に副署する。

第217条 国王は、首相の助言の奏上により、国务大臣の解任の勅令を発する権限を有する。

第218条 国王は、国家の安全、公共の安全、国家経済の安全保障又は災害の防止のために法律と同様に適用される緊急勅令を发出することができる。

前項に定める勅令は、内閣が回避することのできない緊急を要するものであると判断するときのみ发出される。

～ 略

第220条 会期中において、国益を維持するために緊急及び非公開の審議を要する租税、課徴金又は貨幣に関する法律の制定が必要となったとき、国王は、法律と同様に適用される緊急勅令を制定することができる。

略

第221条 国王は、法律に違反しない限りにおいて、勅令を制定する権限を有する。

第222条 国王は、戒厳令に関する法律に定める要件及び手続により、戒厳令の施行及び廃止を公布する権限を有する。

略

第223条 国王は、国会の承認を得たとき、宣戦を布告する権限を有する。

国会の承認決議には、両議院の現有議員の3分の2以上の賛成を要する。

略

第224条 国王は、諸外国又は国際機関と講和条約、停戦協定及びその他の条約を締結する権限を有する。

タイ王国領土の変更若しくは国家主権の及ぶ範囲の変更に関する条項を有する条約又はその履行に法律の制定を要する条約は、国会の承認を要する。

第225条 国王は、恩赦を行う権限を有する。

第226条 国王は、位階を剥奪し、勲章を返還させる権限を有する。

第227条 国王は、次官、局長及びそれと同等の地位の武官及び文民公務員を任命し、死亡による退任の場合を除き、解任する権限を有する。

第255条 憲法裁判所判事は、以下の事項に該当する人物から、上院の助言により国王が任命する1人の憲法裁判所長官及び14人の憲法裁判所判事により構成される。

一 最高裁判所判事かそれより上の地位にあり、最高裁判所大法廷において秘密投票により選出された5人の最高裁判所判事

二 最高行政裁判所大法廷において秘密投票により選出された2人の最高行政裁判所判事

三 第257条に定めるところにより選出された5人の法律学専門家

四 第257条に定めるところにより選出された3人の政治学専門家

略

上院議長は、国王による憲法裁判所長官及び憲法裁判所判事の任命の勅令に副署する。

* 上記は仮訳。

なお、「天皇制（皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む）に関する基礎的資料」（衆議院憲法調査会事務局、平成16年2月、衆憲資第36号）を参考にした。

王室典範

第5条 国王は、王室メンバーのうちの誰かを、皇太子として指名する権限を有する。これは、選ばれた王子が王位を継承するに適當であるか、信頼できるかについての、国王の思慮に基づく。しかしながら、その指名は、そのような王子についてのみ適用できるものである。

第6条 国王が、王室の誰かを皇太子として指名し、王室のメンバー、職員、王国の全ての人々に宣言するとき、その王子は、疑いのない皇太子とみなされる。然るべき時が来れば、皇太子は、王室の命令により宣言されるところにしたがって、先代の国王を継承し、王国を支配することになる。

第7条 国王は、皇太子をその地位から罷免する権限を有する。罷免された皇太子は、王位に対する何らの権利を有さず、その名は王位継承者の序列から除かれる。その息子、直系の子孫の名も、継承者の順位から除かれる。

これらに加え、国王は、王室のメンバーを王位継承者の順位から除外する権限を有する。

第8条 望ましからざる事態が生じ、国王が王位継承者を指名せずに崩御した場合、「Senabordees」（諸大臣）は、第9条において規定されているところに従い王位を継承する第一順位にある王室メンバーに対し、先代の国王に代わり即位することを要請しなければならない。しかし、この王室メンバーは、この王室典範第11条及び第12条に明記する除外条項に該当する者であってはならない。

第9条 王位継承の資格のある王室メンバーの順位は、直系にある者について考えられるものである。このことが全うできない場合、継承者の順位は、近親の段階に応じて、近い者から遠い者の順に従う。疑義を取り除くため、王位継承者の順位を以下に規定する。

一 国王と王妃の長男

二 国王と王妃の長男がいない場合は、その長男が、即位を要請される。その長男もいない場合には、他の兄弟が、年長の順に要請される。

三 国王と王妃の長男、その息子がいない場合は、国王と王妃の次男が即位を要請される。

四 国王と王妃の次男がおらず、その息子がいる場合は、その息子が即位することを要請される。このことは本条第2号に準拠する。

五 王妃の次男、その息子がいない場合は、王妃の他の息子たち、その子孫たちが、即位を要請される。このことは本条第2号、第3号、第4号に準拠する。

六 国王と王妃の息子、その子孫がいない場合は、国王と、王妃に継ぐ順位にある妃の息子が、母の序列にしたがって、即位を要請される。

王妃の次の順位にある妃の息子がいない場合は、その息子が即位を要請される。このことは本条

第2号、第3号、第4号に準拠する。

七 王妃の次の順位にある妃の息子、その息子がいない場合は、国王と内妻の長男が、即位を要請される。その長男がいなければ、さらにその長男が即位を要請される。しかし、当該「その長男」も、そのまたその長男もない場合は、国王と内妻のより年少の息子たち、又はその息子たちが、即位を要請される。このことは本条第2号、第3号、第4号に準拠する。

八 国王に息子も孫もない場合は、母を同じくする国王の弟のうちもっとも年長のものが、即位を要請される。

九 王位を継承すべき国王のもっとも年長の弟がいらない場合は、その息子が即位を要請される。このことは本条第2号に準拠する。

十 国王のもっとも年長の弟とその息子がいない場合は、他の弟が、年長の順に、即位を要請される。このことは本条第2号、第3号、第4号に準拠する。

十一 国王と母を同じくする弟とその息子がいない場合は、母を異にする国王の兄弟又はその息子が、即位を要請される。このことは本条第2号、第3号、第4号、第6号に準拠する。

十二 母を異にする国王の兄弟、その息子もない場合は、国王の（他の何らかの母親の下の）兄弟又はその息子が、即位を要請される。このことは本条第7号に準拠する。

十三 国王の（他の何らかの母親の下の）兄弟とその息子がいない場合は、国王の孫（Somdej Pra Chao Borommawongther と Pra Chao Borommawongther）とその息子が、親近の段階に応じて、即位を要請される。このことは本条の1号から12号までに準拠する。

第10条 王位を継承する王室メンバーは、信頼性があり、人民から十分に尊敬されている者でなければならない。人民が反対する王室メンバーは、王室、廷臣、王国の人々の心配を避けるために、王位継承を禁じられる。

第11条 以下にある特徴を有する王室メンバーは、王位継承が禁じられる。

これらの特徴とは、次のとおりである。

- 一 精神障害
- 二 法を犯すことにより収監されていること
- 三 仏教の擁護者となることができないこと
- 四 その固有の国籍がタイ以外の国である外国人の女性と結婚していること
- 五 皇太子の立場を罷免されたものであること。罷免の起こった御世は問わない。
- 六 王位継承を禁じられていること

第12条 この王室典範第11条で述べた欠陥を有する息子、王室メンバーの直系の子孫のすべては、王位継承を禁じられる。

第13条 このごろは、女性の王室メンバーが、シャムの国王と同様の、王国を支配する絶対的な力を有する女王として即位させるのに、適切な時期ではない。このため、女性の王室メンバーは、完全に、王位継承から除かれる。

* 上記は仮訳。